

大和高田市長
吉田 誠克



※この通知書は、無色の電子公印を使用しています。

支 給 認 定 通 知 書

申請のありました支給認定の内容について、次のとおり決定したので通知します。
支給認定証を希望する方は別途申請書を提出してください。

| | | | |
|------------------------|---------------------------|----------|-----|
| 認 定 区 分 | 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども | | |
| 保 育 の 事 由 及 び 必 要 量 | 就労 保育標準時間 | | |
| 支 給 認 定 番 号 | | | |
| 有 効 期 間 | 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで | | |
| 児 童 | フ リ ガ 大 氏 名 | | |
| | 生 年 月 日 | 平成 年 月 日 | 性 別 |
| 保 護 者 | 姓 名 | | |
| | 居 住 地 | 奈良県大和高田市 | |
| | 生 年 月 日 | 昭和 年 月 日 | |
| 変 更 事 項 | | | |

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求することができます（なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴え提起することができます（なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴え提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴え提起することができます。